

健全化判断比率 (単位 %)

指標名	令和5年度 比率	備 考	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ (10.53)	11.72	20.00
連結実質赤字比率	－ (17.01)	16.72	30.00
実質公債費比率	0.8	25.0	35.0
将来負担比率	17.1	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額がないため「－」で示し、() 書きは黒字の程度を参考表示したものである。

資金不足比率 (単位 %)

特別会計の名称	令和5年度 資金不足比率	備 考
		経営健全化基準
東海市水道事業会計	－ (57.0)	20.0
東海市下水道事業会計	－ (29.0)	
東海市加木屋中部土地区画 整理事業特別会計	－ (0.0)	

(注) 資金不足比率については資金不足額がないため「－」で示し、() 書きは資金剰余額の程度を参考表示したものである。

● 東海市の数値はいずれも早期健全化基準等を大きく下回っています。

用 語	用語説明と東海市の現状
実質赤字比率	一般会計等の１年間の収入と支出の結果で、赤字の場合の比率を算定します。東海市の場合は、黒字のため比率はありませんが、計算上では 10.53%の黒字でした。
連結実質赤字比率	実質赤字比率の対象範囲を全会計に広げ、１年間の収入と支出の結果で、赤字の場合の比率を算定します。東海市の場合は、黒字のため比率はありませんが、計算上では 17.01%の黒字でした。
実質公債費比率	公債費（借金の返済費用）のある会計・一部事務組合を対象に、一般会計等が負担している額の比率を算定し、資金繰りの危険度を判定します。東海市の場合は、イエローカードとも言われる「早期健全化基準 25.0%」を下回る 0.8%でした。
将来負担比率	全会計や市が構成団体となっている一部事務組合・広域連合、さらに一部の第３セクター等について、今後の借金の返済見込や市の基金（貯金）の状況等をもとに将来の負担についての比率を算定し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかの判定をします。東海市の場合は、「早期健全化基準」を大きく下回る 17.1%でした。
資金不足比率	公営企業（東海市は水道・下水道・加木屋中部が該当）の資金不足状況の比率を算定し、経営状況の深刻度を判定します。東海市の場合、水道事業では 1,010,219 千円の資金剰余、下水道事業では 596,125 千円の資金剰余、加木屋中部土地区画整理事業特別会計では資金収支が 0 であり、３会計とも資金不足がないため比率はありません。